

平成26年度第1回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成26年5月14日（水曜日）午前10時～午前11時45分

場 所 武蔵野総合体育館 大会議室

出席委員 柳沢会長、内山副会長、井口委員、稲垣委員、入江委員、島崎委員、水庭委員、村尾委員、西園寺委員、山本ひとみ委員、斉藤シンイチ委員、しば委員、黒田委員、齋藤委員
代理瀧岡委員

欠席委員 前田委員

出席幹事 恩田都市整備部長、福田まちづくり推進課長

傍聴者 0人

質疑応答者	質疑応答
	<p>【開会】</p> <p>—委員の就退任の報告—</p> <p>—委嘱状の交付—</p>
事務局 井上副市長	<p>井上副市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、平成26年度第1回武蔵野市都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから本市のまちづくりに対しましてご理解と深いご協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>1号委員の皆様につきましては、委員就任につきまして快くお引き受けいただき、深く感謝を申し上げるところでございます。また、2号、3号委員の皆様におかれましては、どうぞ引き続きよろしく願いたいいたします。</p> <p>本市につきましては、ご存じかとは思いますが、「武蔵野市都市計画マスタープラン」に基づき、多様な主体の連携によりまちづくりを推進しているところでございます。都市計画は、都市の将来像を決定するものでございまして、土地などに関する権利に制限を加えるなど市民生活に大きな影響を及ぼすことから、より慎重な審議が必要になるところでございます。</p> <p>任期は2年となっておりますので、どうぞよろしく願いたいいたします。</p> <p>市といたしましても、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりにこれからも全力を挙げて取り組んでまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>今年度第1回の審議会ですので、委員の皆さまに簡単にご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>—各委員挨拶—</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>なお、幹事につきましては、引き続き、恩田都市整備部長及び福田まちづくり推進課長でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—副市長退席—</p> <p style="text-align: center;">—会長の選出—</p> <p>それでは、議事に入ります。その前に事務局より報告をお願いします。</p> <p>本日、2号委員の前田委員及び3号委員の齋藤委員よりご欠席の連絡がございました。齋藤委員の代理といたしまして、瀧岡副消防署長にご出席をいただいております。なお、都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことを報告いたします。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>本日の案件については、正午を目途に終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、本日傍聴の申込みはございません。</p> <p>それでは、日程2 1、審議事項 議案第1号「武蔵野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明していただき、質疑応答を行います。</p> <p>福田幹事より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号「武蔵野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてご説明いたします。</p> <p>現在、東京都におきまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と言われるものと、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の3方針について改定作業を進めているところでございます。3方針につきましては、都市計画法に基づき東京都が都市計画決定する方針であります。本市の都市計画マスタープランとも整合する必要がございます。東京都の改定作業等の都合もあり、都市再開発の方針及び住宅市街地の開発整備の方針につきましては、3月の都市計画審議会で諮問させていただいておりますので、今回につきましては、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の諮問という形になってございます。</p> <p>議案として配付しております資料の確認を行います。まず資料1-1、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）」というものがございます。また、資料1-2といたしまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しについてという素案の概要を取りまとめたものがございます。また、資料1-3といたしまして、素案に係る意見がございます。こちらのほうにつきましては4月22日に東京都のほうに提出しております。また、参考資料といたしまして、本日、机上配付させていただいております、A3の新旧対照がございます。</p> <p>説明に関しましては、資料1-2を使ってご説明をしていきたいと思っております。</p>

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、資料1-2をお願ひいたします。

まず、目的でございます。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、都道府県が広域の見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、東京都においては東京圏全体を視野に入れ、「東京の都市づくりビジョン」を踏まえ、政策誘導の都市づくりを推進するため、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定することとなっております。

2、今回の見直しのポイントです。

まず、(1)といたしまして、地方分権に伴い、地域に密着した事項については、区市町村の都市計画マスタープランで定めることとし、広域的な事項につきましては、本都市計画区域マスタープランで定めることとするという形にしております。

(2)といたしまして、多摩部におきましては、これまで19都市計画ごとに都市計画区域マスタープランを作成しておりましたが、今回の改定で19都市計画を一本化し、より広域的な視点のマスタープランとしております。

参考資料として配付しております新旧対照をご覧ください。現行の区域マスタープランを旧、今回の改定素案を新として、見出しで比較をしているものでございます。

主な違いをご説明いたします。黒丸表示と白丸表示を比較していただければ分かりやすいかと思ひます。旧の部分につきましては、主要な都市計画の決定の方針について、武蔵野都市計画に関する記述のほうが主体となっております。今回の改定素案は多摩19都市計画をまとめるというふうな形になっておりますので、新の部分につきましては、19都市計画区域全体に共通する大きな記述が記載されています。また、整備目標につきましては、現行の旧におきましては決定方針毎に記述がございますが、新については、19都市計画区域に関連する大きな目標値として下の方にまとめて記述されております。また、特色ある地域の将来像として、武蔵野市においては3駅圏についての記述が記載してある形になってございます。

資料1-2にお戻りいただきたいと思ひます。

見直しポイントの(3)でございます。東京の都市構造に関する将来像といたしまして、環状メガロポリス構造の実現のほか、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、集約型の地域構造への再編を盛り込んでいるところでございます。

(4)といたしまして、都市づくりビジョンを踏まえるとともに、東日本大震災の発生やオリンピック・パラリンピックの開催等の社会情勢への変化等の対応を捉えた見直しとなっております。

都市計画区域マスタープランの位置づけにつきましては、資料右上のほうに図示しているとおりでございます。

3といたしまして、都市計画区域マスタープラン(素案)の概要について説明

したいと思います。

まず、(1) 改定の基本的な考え方につきましては、先ほど見直しポイントで説明したとおり、19都市計画を一本化し、区域に関する広域的・共通的な事項について定めることとしてございます。

目標年次につきましては、都市づくりビジョンに合わせ平成37年、基本理念、基本戦略につきましても、都市づくりビジョンで示している戦略をもとに設定されてございます。

次ページをお願いいたします。

(2) 東京が目指す将来像です。①東京の都市構造でございます。広域的には「環状メガロポリス構造」の実現を目指すこととしてございます。また、身近な圏域では、集約型の地域構造への再編を掲げてございます。これにつきましては、中核拠点、生活拠点、生活中心地を位置づけ、東京都と区市町村が連携して都市づくりを積極的に展開していくこととしております。本市の場合は、生活拠点として吉祥寺、三鷹、武蔵境が位置づけられております。こちらは、資料1の素案7ページに記載がございますので、後ほどご参照いただければと思っております。

②ゾーンごとの将来像でございます。ゾーンの部分については現行のものの変更はございません。本市は、都市環境再生ゾーンに位置してございます。住宅地を主体としつつ、地域の中心拠点としてにぎわいのあるまち、水と緑に恵まれたまち等、多様な表情を有している区域となっております。将来像につきましては、「生活機能が集約した誰もが暮らしやすいまちづくり」、「水と緑のネットワークの形成」、「豊かな住環境の形成」、「緑豊かで潤いのある良好な景観の形成」の視点より記述してございます。

資料の下の四角から右上の四角にかけては、資料1-1、素案41ページから42ページに記述してある特色ある地域の将来像(1)都市環境再生ゾーンの中の武蔵野都市計画区域を抜粋、要約したものを記載してございます。武蔵野都市計画に関する3駅圏の将来像について読み上げたいと思います。

まず、吉祥寺です。「駅周辺では、広域的な中心性を備えた生活拠点として、大規模店舗と商店街の個性的な店舗が融合し、回遊性の高い都内でも有数のにぎわい空間が更に発展。住宅地では、緑豊かな住環境が維持されるとともに、高齢者と子育て世代とが共に安心して住み続けることのできる環境が形成。」

次に、武蔵境でございます。「道路と鉄道との立体交差化に関連した都市計画道路や交通広場の整備など、商業活性化対策と併せ、南北が一体となったにぎわいのある生活拠点を形成。積極的な緑化の推進と農地のある都市景観の保全及び市民の憩いの空間の整備・充実の推進により、良好な住宅地を形成。」

最後に、三鷹でございます。「駅周辺では、市街地整備や商業などの活性化に加え、民間施設を活用した誘導策として産業の集積が推進され、情報・通信関連産業、アニメーション・コンテンツ関連産業などが集積した生活拠点が形成され

るとともに、玉川上水の環境をいかした市の玄関口として良好な景観が形成。駅北口周辺では、日常生活を支える商業・業務機能と都市型住宅が調和した土地利用により複合市街地が形成されるとともに、地域の拠点にふさわしい街並みや歩行空間が創出」となっております。

続きまして、(3) 区域区分でございます。こちらについては変更はございません。

続きまして、(4) 主要な都市計画の決定の方針でございます。

①主要な都市計画の決定方針につきましては、今回の改定素案では、記載のとおり、土地利用、都市施設から都市景観までの7つの項目について、19都市計画について共通事項が記述されております。

再度、参考資料の新旧対照をお願いしたいと思います。

都市計画の決定の方針の違いといたしまして、新の「4、主要な都市計画の決定方針、2、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針、(1) 交通施設の都市計画の決定方針」を事例に説明したいと思います。旧の現行の区域マスタープランの内容につきましては、1、基本方針、2、整備水準の目標、3、主要な施設の配置の方針、4、主要な施設の整備の目標についての記述がございます。特に、3の主要な施設の配置方針及び4の主要な施設の整備の目標につきましては、本市の都市計画施設に関して具体的な記述、例えば都市計画道路はこの部分を整備していくというふうな記述がございます。新の今回の改定案につきましては、19都市計画に共通する方針、例えば広域的な道路についての整備では公共交通ネットワークなどの方針のみの記述となっており、本市の都市計画施設、例えば道路名称等についての具体的な記述は今回ございません。

また、旧のVI、その他の都市計画の決定に関する方針の部分に記述されております環境共生や都市景観に関する部分につきましては、新たに項目設定され、19都市計画の共通の方針が記述されているという形になってございます。

資料1-2の最終ページをお願いいたします。

②主要な都市施設などの整備目標についてでございます。19都市計画区域に関連する広域的な都市施設について、おおむね10年以内に整備を予定している事業の目標を記載してございます。

素案の40ページの都市防災に関する整備目標につきましては、東京都より区部に関する記述であったため、基本的には削除する方向であるというご連絡が入っております。

続きまして、4、今後のスケジュールでございます。

本改定素案につきましては、あす5月15日に東京都のほうで東京都の都市計画審議会に中間報告を行い、5月30日まで原案の縦覧及び公聴会を行う予定としてございます。その後、8月から10月ごろ、都市計画案について区市町村への意見照会が予定されているため、本市の都市計画審議会を本年、現時点で10月ぐらいに設定し、本日諮問した本案件について答申をいただく予定としてございます。

その後、11月に予定されている東京都の都市計画審議会に付議され、12月ごろ都市計画決定される予定となっております。

最後に、今回の改定素案に関する市の意見、確認事項について説明したいと思います。資料の1-3をお願いいたします。

本資料につきましては、4月22日に東京都のほうに提出してございますが、東京都より、あす予定されている東京都の都市計画審議会の中間報告には反映しない旨の報告を受けてございます。よって、この意見等につきましては、それ以降の都市計画案にするまでの間に、調整を行う方向という形で聞いてございます。

提出した意見等につきましては全部で14項目ございます。1ページ目の1段目は記入例となっております関係ございませんので、2段目からご説明いたします。

まず2段目です。確認事項といたしまして、区域マスタープランの中に書かれております人口予測等の出典、算定方法については何を使っているかということに記載しています。

3段目につきましては、環状道路のみだけではなく、それを補う幹線道路があって広域幹線道路ネットワークが形成できる旨の記述の追加を要望しているものでございます。

4段目につきましては、外環の地上部街路について追加記述が必要というふうな形になってございます。

5段目につきましては、概成済みの都市計画道路についても整備する旨の追加記述というふうな形になってございます。

6段目につきましては、区部と多摩部の道路ネットワークの連携について追加記述というふうな形になってございます。

7段目につきましては、歩道部における自転車と歩行者の安全性の確保について追加記述をお願いしているというふうな形になってございます。

次ページをお願いしたいと思います。

1段目でございます。荷さばきスペースの確保及び共同集配につきましては、環境面だけでなく交通阻害を解消する観点もあるというふうなことを考えておりますので、その旨の追加記述をお願いしているものです。

2段目につきましては、下水道、河川の部分について、現行の区域マスのような体系的な記述への修正をお願いしているものでございます。

3段目につきましては、確認事項といたしまして、緊急輸送道路であれば概成道路であっても整備対象となるのかどうかというふうなことの確認事項でございます。

4段目につきましては、生産緑地についてです。平成34年に指定後30年が経過するというふうなこともありますので、その対応検討の追加記述をお願いしたいというふうな形の要望としてございます。

次のページをお願いいたします。

1段目でございます。緑化の推進について、都市開発諸制度のみではなく、そ

<p>会長</p>	<p>の他の制度もあるため必要な記述の修正をお願いしているものでございます。</p> <p>2段目に関しましては、都市景観の形成に関しまして、各自治体によって対応が異なるため表現の修正をお願いしているものでございます。</p> <p>3段目につきましては、都市計画公園等の見直しについて一定の方向性等の追加記述をお願いしているものでございます。</p> <p>4段目につきましては、特色ある地域の将来像、先ほど資料1-2のほうでも触れましたけれども、三鷹につきましては駅周辺の記述しかないため、それ以降の住宅地等についても追加記述をお願いしているというふうな形になってございます。</p> <p>以上が市で提出した意見となっております。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>一点確認をしたいと思います。最後に説明のありました4月22日に都に提出した意見について、既に市の意見として提出をしており、その後当審議会に諮られているということですが、本日出た意見については、都が案として固めるまでの間に、市として意見が言えるチャンスがあるという前提でいいのでしょうか。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>先ほど説明致しましたが、4月22日に意見を提出してございますが、あす予定されている都市計画審議会へは、東京都の作業の都合かとは思いますが、提出した意見を反映せず、今回資料1-1としてお配りしているこの素案をもって説明するというふうに聞いております。ですので、市が出した意見、また本日の都市計画審議会に出された意見等につきましては、案にするまでの間、東京都のほうと調整していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、ご発言をいただきたいと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>A委員。</p> <p>資料1-1ですが、多摩部19都市計画ということでまとめて、一体的なまちづくり、都市計画についてそれぞれの地域、市町村で考えるようにという形での全体的な方向で条例等をまた考えていくということなのかもしれませんが、その背景にある基本的な思想というのはどういうものなののでしょうか。</p> <p>例えば、武蔵野市と三鷹市のまちの中の雰囲気やそのまちが持っている都市計画の力点には多少の相違があると思うので、多摩部19都市計画という形でまとめてしまうということとはどのような意味合いを持っているのかなということをお聞かせ願えればと思います。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>非常に重要なポイントですので、まずは事務局から答えてください。</p> <p>ご説明いたしましたとおり、区域マスにつきましては、武蔵野都市計画版や三鷹都市計画版というふうな形で、19都市計画区域ごとに個別に冊子をつくってございます。武蔵野都市計画の固有にかかわることの記述については、武蔵野市の都市計画マスタープランと共通する部分も多いので、今回の見直しにおいては、区部と多摩は分かれてしまっていますが、多摩19都市計画全域にかかわる広域的な観点から東京</p>

	<p>のまちをどうつくっていくかというふうな形の大きりの方向性を示すために、19都市計画を一本化するというふうな形になっておるところでございます。逆に、武蔵野都市計画区域や三鷹都市計画区域等の個別の案件に関しましては、それぞれの市の都市計画マスタープランで明確に位置づけていく方向にしていくことになるかと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>補足をいたします。市のマスタープランと東京都が定める都市計画区域のマスタープランというのがあり、これまで同じ場所について書いていたため、そういう意味で、同じ場所に市と都が重複した内容を書いているということが変だなというような議論があります。もう一つとして、先ほどの説明の中にもありましたけれども、地方分権の流れの中で、都や県が市町村に対して過剰介入しているのではないかという議論があり、そういう意味でも県や都が言うべきことは広域的な見地にできるだけ絞り、広域的な影響のないことは市町村が独自に決めていけばいいのだという思想が東京都の場合ははっきり出てきたのではないかと私は理解します。</p>
<p>B委員</p>	<p>ほかに。どうぞ、B委員。</p> <p>生産緑地についてなのですが、このところ、武蔵野でも何件か相続が発生しております。税制の観点もございまして、農家としては大変苦慮しているところでございますが、その中で、今日の修正案のところに、「生産緑地制度の矛盾も考慮し、新たな制度による保全を検討する」ということが記載されていますが、これはどの辺まで踏み込んできているのか教えていただきたいです。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>福田幹事。</p> <p>生産緑地の件につきましては、ご説明いたしましたとおり、指定から30年ということで、平成34年に武蔵野市内の大部分の生産緑地が解除されるというような形になってございます。これに関しては、多摩部に関しても同じような形の事象がうかがえるというふうなことを市としても考えております。ほかの三鷹及びそれ以外のエリアにも関連することですので、30年たったときに、その後どうするのかというふうなものについて、今回の19都市計画の区域マスタープランの中で、その辺の検討や方向性について、広域的視点の中で何かしらの記述を記載していただきたいというふうな形をお願いしているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>また、武蔵野市としても、34年に向けて、他市との状況等も踏まえてどのような対応がとれるかというのは検討していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、ほかにいかがでしょうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>C委員。</p> <p>改定スケジュール（予定）を見ますと、素案を東京都が出して、あすの都計審で素案の説明をするという流れでよろしいのでしょうか。あすの素案は、市町村意見照会を反映しないものということでしたが、スケジュールを見ると、3月10日から4月22日に市町村意見照会があり、その後5月15日に都計審という形になっ</p>

<p>会長 福田幹事</p>	<p>ていますので、東京都側の都計審委員にしてみれば、区市町村の意見照会が終わった素案が提示されるという形で受けとめますよね。</p> <p>福田幹事、どうぞ。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>冒頭で説明いたしました、都市計画区域マスタープランの方針、再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針という3方針があり、本来であれば都市計画区域マスタープランが中心になって、3つの方針が同時並行で動いていく、もしくは区域マスタープランのほうが先行するぐらいのイメージで改定作業が行われます。しかし、東京都のほうの素案の取りまとめの作業の中で、区域マスタープランが少しおけているという関係がありまして、都市再開発の方針及び住宅市街地開発整備の方針につきましては、都市計画法15条の2の区市町村の意見提出というふうな形で、3月に市の都計審にお諮りさせていただいており、都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画法15条の2の意見提出という法に基づいて意見を出すものではなく、任意の意見というふうな形で提出させていただいているという形です。22日に提出をしておりますが、東京都に確認しているところだと、資料1-1で示している素案をあす東京都の都市計画審議会に中間報告をいたしまして、報告後、それを原案として縦覧にかけるという流れになってございます。素案の報告の際に、参考として区市町村からもこのようなご意見は従前にいただいておりますという、報告があるのかなというふうに考えているところがございます。</p>
<p>C委員</p>	<p>確認です。これまでの意見照会は正規の手続ではなく任意的に聞いたものであり、今後東京都より正規の意見照会というものがあるのでしょうか。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>正式なものに関しましては都市計画法18条の意見照会が8月から10月の間に行われるという形になります。都市計画法の手続に関しましては、先ほど私が説明したとおり、10月ぐらいにもう一度市の都市計画審議会を開催し、市としての意見を踏まえて都市計画審議会のほうにお諮りして、東京都のほうに回答したいというふうに考えてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>C委員、よろしいですか。</p>
<p>C委員</p>	<p>はい。</p>
<p></p>	<p>もう1点、よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>C委員</p>	<p>広域的な課題だけ等を扱って、それ以外を各19都市計画に任せるという話は、それはそれでいいのですが、武蔵野都市計画と三鷹都市計画等との具体の都市計画間の調整については、これだけだと何も読めません。具体的な都市計画区域ごとの調整というのは、今後どういうやり方でやるつもりでいるのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>福田幹事。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>武蔵野市の場合は三鷹市以外にも、区部とも接している関係もございまして、趣旨が微妙に違うのかもしれませんが、例えば今回、資料1-3の部分で区部との連携についての記述がどうなるのかについて、市としては意見としてお願</p>

<p>会長</p> <p>D委員</p>	<p>いしたいと思いますので、隣接する三鷹都市計画や小金井都市計画のほうについても同じような形の調整をあわせて考えていきたいというふうに思っています。</p> <p>はい、ほかにご質問。</p> <p>D委員。</p>
<p>D委員</p>	<p>区市町村の意見が実際に都市計画案にどう反映されるのかという点なのですが、8月に素案から都市計画案ができますけれども、都市計画案に関しては、市が修正意見を出したものに関しては、武蔵野市だけではなくて各自治体の意見が反映されたものになる。その過程で例えば東京都との意見交換や自治体ごとの意見交換という機会があるのでしょうか。東京都だけの作業なのか、何か調整というプロセスがあるのかを最初に伺います。</p>
<p>会長</p> <p>福田幹事</p>	<p>福田幹事。</p> <p>区市町村間の意思疎通のようなものについては既に1回開かれており、今後案に掲げていく調整の段階で、希望すれば開催されるというふうな形になってございます。</p>
<p>会長</p> <p>D委員</p>	<p>区市町村の意見の反映でございますけれども、今回、東京都の素案につきましては、19都市計画の一本化というふうな区域マスになりますので、武蔵野市固有のものというのは比較的難しいのかなと思います。素案には、19都市計画に共通する事項や広域的な見地で見ても必要というふうな記述が多くございますので、武蔵野市のみ意見ではなく、武蔵野市と同じような意見がこの19都市計画区域から出るようであれば、反映される可能性というのは高いのかなというふうに考えてございます。</p>
<p>会長</p> <p>D委員</p> <p>福田幹事</p>	<p>D委員。</p> <p>わかりました。修正意見を武蔵野市が出したとしても、それが必ずしも全ての都市計画案に盛り込まれるわけではないということですよね。</p> <p>先ほど言ったとおり、19都市計画全体というふうな形で今回まとめますので、意見につきましては、19都市計画に共通するような事項については比較的採用していただける可能性は高いと思います。武蔵野都市計画区域内固有のものに関しては、武蔵野市のみ記述になりますので、その辺については微妙なところかなとは思っております。その辺につきましては調整の中で話をしていきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>会長</p> <p>D委員</p>	<p>D委員。</p> <p>では、具体的に何点か伺います。東京が目指すべき将来像に関して武蔵野関連で吉祥寺、武蔵境、三鷹の将来像について抜粋が書いてありますけれども、これについては武蔵野市の例えば都市マスや長期計画、今後の調整計画、市長の4年間にわたる施政方針等との関連というのはどのようになるのでしょうか。例えば三鷹でしたら、三鷹駅北口の公共的な用地を今後どうするのかということで、今はまだ議論がそれほど始まってはいませんが、ここには「情報・通信関連産業、アニメーション・コンテンツ関連産業などが集積した生活拠点」が形成されるとと</p>

<p>会長 福田幹事</p>	<p>もに、玉川上水の環境をいかした市の玄関口として良好な景観が形成」と書いてあります。こういう記述と武蔵野市の長期計画や市の施政方針等の関連がどうなっているのかということを知りたいと思います。</p> <p>福田幹事。</p> <p>資料1-1の素案41ページ以降に書かれている、武蔵野都市計画区域の吉祥寺、武蔵境というふうな部分につきましては、武蔵野市の都市計画マスタープランの記述や長期計画等も踏まえた内容と大きな齟齬はないと市としては捉えてございます。</p> <p>また、三鷹圏につきましては、駅の南北で武蔵野都市計画と三鷹都市計画に分かれてございます。先ほどD委員が読み上げられた「駅周辺では」という冒頭のくだりにつきましては、両方に共通する表現というふうな形になっておりますので、北口にある市有地が情報・アニメ・コンテンツになるという捉え方ではないというふうに理解してございます。また、三鷹につきましては、下2つに、北口と南口にそれぞれ分かれて記述してございますので、1点目の部分については、三鷹駅を中心として南口、北口を含めた駅周辺の将来像のイメージというふうな形に市としては捉えてございます。北口の部分につきましては、駅前周辺の部分の記述しかございませんので、市の意見といたしまして、商業地域以降の三鷹圏、市の場合は中央圏と呼びますが、住宅地等の取り扱いについての記述も入れてほしいというふうな意見は提出させていただいているところでございます。</p>
<p>D委員</p>	<p>三鷹駅圏に関しては武蔵野地域だけではなく、南側の三鷹地域も含めた将来像だということがわかりましたが、これだけを読むと、武蔵野市で議論が進んでいない事柄について一定の方向を都の都市計画で誘導しているというふうにも受け取られます。課長がおっしゃったような点があるならば、それがわかるように書き直していただくことができれば、私はよりいいと思います。</p> <p>あと、修正意見に関しては、例えば東京都の今後の大きな環状道路の計画で、外環道路の地上部街路も大規模な地下の道路も反対という立場ですけれども、「外環の地上部街路に関して総合的に検討していく」という記述を修正意見で出されたということは大変よろしいかと思っておりますけれども、地上部街路に関しては市の方針としても決して歓迎しているわけではないので、もう少し地元の意見をはっきりと示すようなことができないのかと思います。</p> <p>先ほどB委員のおっしゃった生産緑地の問題については、新たな制度による保全を検討するということまで踏み込んでいることは評価したいと思います。</p> <p>可能であれば、今後、都市計画区域マスタープランの見出しの「自立・分散型エネルギー源の確保に関する方針」の中に、東京都としても、例えば大規模な発電源である原発に極力依存しないような方針にして、自立型・地域分散型のほうが結果的には災害が起きたときに強いんだというような方針を持たれていると思いますので、そうした点についても武蔵野市からの提言というのを修正案の中に入れることができないのでしょうか。</p>

会長	<p>評価できる点と、もう少し表現を強化していただきたい点について、具体的には2点を述べましたが、いかがでしょうか。</p>
福田幹事	<p>福田幹事。</p>
	<p>外郭環状道路の地上部街路に関して何かしらその辺の考え方を書いていただきたいということについては、素案の中では外環本線の記述で、地上部街路についての記述というふうなものが明確に見えませんが、市のほうとしては意見を承りさせていただくことにとどめさせていただきます。</p>
	<p>次に、エネルギーの話で原発というようなお話についてです。素案の「4主要な都市計画の決定の方針」の「5都市の低炭素化に関する主要な都市計画の決定方針」のエネルギーの有効活用の中で、省エネや再生可能エネルギー、未利用エネルギーという記述がありますが、原発に頼る、頼らないというふうなものを都市計画マスタープランに書くべき内容なのかということもありますので、ご意見として承り東京都のほうとも相談したいというふうに考えてございます。</p>
会長	<p>最初の三鷹駅圏について、武蔵野市のスタンスが決まっていなかったことが書き込まれてはいないのか、あるいはそういうふうには受け取られかねないというご指摘がありましたが、この点はそういう内容になっているのですか。</p>
福田幹事	<p>三鷹圏の部分でいきますと、1つ目として、将来像のイメージとして「情報・通信関連産業、アニメーション・コンテンツ関連産業など」というふうな具体事例を記述してありますが、事例出しというふうな形になっておりますので、D委員のご指摘されている、三鷹北口の市有地に何を誘致するかについて、例えばここに情報・通信等が頭出しで書かれているからといってその方向になるというふうに市としては受けとめておりません。あくまでもこれは、三鷹の南口のエリアも含めた将来像として書かれております。三鷹市のほうで、情報関連やアニメ・コンテンツ関連というふうな形の方向性があるのであれば、その部分などの頭出しの書き方の問題になると思いますので、その辺の部分は市としては特に問題ないのかなとは思っております。</p>
D委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>それから、もう一つ重要なご指摘がありましたね。原発に頼らないようなスタンスを表明すべきではないかという意見については、この審議会がそういう方向について意見を出すとしてまとまるのであればそれも一つの方向となりますが、私の考えでは、この問題は相当多様な意見の出る領域で、一つの方向を固めて出すというのは、今のところ十分熟していないので不適切かなというふうに思っていますので、ここでの取り扱いはD委員のご意見ということにしたいと思えます。</p>
D委員	<p>ご異議ありませんか。</p>
D委員	<p>少し確認していいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
D委員	<p>最初に言った三鷹駅の北口のことなのですが、今駐輪場になっている土地に関</p>

	<p>しては、事情があつてのことですけれども、長年にわたって十分活用されていない状況になっており、それをどうするのかということに関しては最近市が方向性を出すようになりましたが、市民の中では、公共施設で福祉系がいいとか、文科系がいいとか、もっと景観を重視したものにするとか、いろいろな意見があると思います。ですので、こういうふうを書いてあると、コンテンツ産業や情報・通信産業を誘致してきて、そこに業務ビル系のものを建てるようにどうしても受け取れるので、市がそうじゃないとおっしゃったのはわかりましたけれども、誤解のないような表記に変えたほうがいいのではないかなと私は思いますが、どうなのでしょう。確認しておきたいと思います。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>福田幹事。 D委員は三鷹駅北口の駐輪場として市が使っている市有地の部分をピンポイントでおっしゃっておりますが、三鷹駅の将来のイメージを考えたときに、市有地の活用は重要なポイントになるかと思ひますけれども、そのみではなく、それ以外の部分にもしかすると民間事業者が参入して、情報コンテンツ等が進出する可能性もなきにしもあらずというところもありますので、ある程度絞って、誤解がないようにというのは非常に難しいのかなと私は思ひます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにご発言はありますか。</p>
<p>C委員</p>	<p>C委員。 河川のところで、「65ミリの降雨に対応した調整池などの整備を進める」という表記があります。多摩は河川レーンでいうと武蔵野の石神井川とか神田川とかの流域にかかっているかと思ひます。少なくとも西東京は流域として確實にかかっていると思うのですが、都が定めた65ミリというのは流域ごとの話で、都市計画区域と必ずしも一致してないと思ひます。多摩の都市計画の議論をしているので、河川の流域ごとの計画について、ダブルで掲載していないと整合がとれないと思ひます。</p>
<p>恩田幹事 会長</p>	<p>よろしいですか。 恩田幹事。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>C委員のご指摘のとおりだと思ひます。私たちも下水道と河川の部分については記述が余りにもラフ過ぎると思うところがございますので、下水道の所管のほうにもその辺を振っているところがございます。多摩でいいますと、武蔵野は総合計画があり、また、野川幹線の処理場の問題や改修の問題等もあります。従前の区域マスでは各都市施設の記述についてエリアごとの特徴を捉えて頭出しをしているというところがありましたが、広域としての都市施設の捉え方として、それに引っ張られてそれだけで終わってしまうというのもどうなのかなということもありますので、ここにつきましては議論の余地があるというふうに思ひてございます。</p>
<p>C委員 会長</p>	<p>はい。 よろしいですか。</p>

E 委員	<p>E 委員。</p> <p>資料 1 - 3 の最終ページの42頁と書いてある行に武蔵野市の「駅周辺だけでなくエリア全体の記述を追加してほしい」という記述があります。41ページの「特色ある地域の将来像」の「武蔵野都市計画区域」の「吉祥寺」の中で「駅周辺では、広域的な中心性を備えた生活拠点として、大規模店舗と商店街の個性的な店舗が融合し、回遊性の高い都内でも有数のにぎわい空間が更に発展」というふうなことが書いてあるのですが、これはどういうことなのでしょうか。</p> <p>吉祥寺駅周辺については、ご存じのように少しずつはやっておりますけれどもここ50年は再開発をしていなく、我々としては大規模な駅周辺の再開発をしたいというふうに思っているのですが、この言葉から駅周辺の再開発を受けとめることができるのでしょうか。そうでないのであれば、私とすれば、これに駅周辺の再開発を入れていただきたいなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。</p>
会長 福田幹事	<p>福田幹事、どうぞ。</p> <p>吉祥寺部分につきましては、産業振興計画の中でも一定のリニューアルですとか、都市計画から見ても南口のほうで再開発事業を行いたいというような住民組合のような動きというふうな形があるかとは思いますが。</p>
E 委員	<p>E 委員がおっしゃられたとおり、この記述でそのように直面しているリニューアルや再開発のような動きを読み取れるのかというふうなお話についてですが、ここの記述につきましては、将来像というふうな形を書いており、リニューアルや再開発というのは、その将来像に持っていくための手法の話になります。3月の都市計画審議会でありました再開発の方針で、吉祥寺の一定のエリアについては誘導地区というふうな形で指定がさせていただきます。都市計画区域マスタープランは将来の方向性を示しておりますので、具体的な手法の再開発ですとか、そういうふうな動きがまた今後醸成していくようであれば、再開発の方針の中の位置づけもさせていただきますので、その部分で対応していくというふうな形をとっていきたいと思います。</p>
E 委員 会長	<p>わかりました。</p> <p>では、ほかにご発言ありますか。</p>
F 委員	<p>F 委員。</p> <p>41ページの都市環境再生ゾーンというふうなところで、武蔵野、三鷹というふうなところを捉えられていると思うのですが、武蔵野市ということではなく、この都市環境再生ゾーンという、少し広いところから見ると、これが先ほど言ったところの理念とかそういったところにつながっていくのかなというふうな受けとめました。市や区ではなくゾーンとして考えると、環境や生物の多様性に関することというのがこの考えからどういったところの枝葉になって、今後、ほかの市や区とのキャッチボールというふうなことが行われていくのかというふうなところを具体的に何かイメージとして1点例を示していただけるとありがた</p>

	<p>いですというのが1つです。</p> <p>あとは、これは全体的なこの素案についてですけれども、高齢者の方がふえていくというふうなところでも、歩行者や自転車利用者のための道だったりまちづくりというふうなまちの回遊性ということ、小さい記述では確かに出ているんですけども、例えば主要な都市施設の整備目標というふうなところでの道づくりみたいなどころに関しては具体的に出てなかったものですから、ここに関しての市の考えを聞かせてください。</p> <p>以上2点です。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>福田幹事。</p> <p>まず、都市環境再生ゾーンについてですが、こちらに示してございますエリアになります。多摩地区でいいますと、武蔵野、三鷹、西東京というような、調布保谷線の沿道というふうなイメージで捉えていただければいいのかなというふうに考えてございます。将来像としては、玉川上水景観基本軸や国分寺崖線景観基本軸において、武蔵野台地の水と緑の形成というふうな、大きな方向性を書いてございます。個々の都市計画区域のエリアの部分については、東京都の考え方でいきますと、都市計画区域ごとに位置づけるというふうな話で、C委員からもありましたとおり、都市計画区域間の連携をどうするのかというふうなところにも発展する話になります。道路の問題ですとか緑についても連携していくことは重要だと思っておりますので、案にまとめていく中で、都市計画区域間での意見交換会みたいなものを希望するとできるという話ですので、その辺の中で議題として出していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>2点目は、歩行者や自転車の回遊性というふうな話かと思えます。資料1-1の26ページの部分で、歩道や自転車の走行空間について、道路ネットワークの一番下の部分に、「主要な道路の整備などに併せ、安全で快適な歩道及び自転車走行空間の充実を図る」というふうな2行の記述がございまして、F委員がおっしゃられるイメージと19都市計画に共通する記述というふうな兼ね合いの中でどの程度の表現になるかというのにはありますが、市としてもこの部分で歩行者、自転車等の安全確保については意見を出させていただいておりますので、その辺に絡めて東京都のほうとの調整を進めていきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>会長 G委員</p>	<p>ほかにご発言ありませんか。</p> <p>G委員。</p> <p>基本的な考え方についてお伺いたします。19都市の基本的な理念や方針について、資料1の1の5ページ、「東京が目指すべき将来像」に「(2) 集約型の地域構造への再編」という記述がありますが、こういうことについて、武蔵野市はこういう方向では難しいのかなと思うのですが、武蔵野市特有の個々の特性に関してまちづくりと合わないことについては、市の考え方である地域の特性を生かされるべきなのか、その辺についてどういう方向になるのかをお伺いしたいと思います。</p>

<p>会長 福田幹事</p>	<p>特に外環の問題については、ネットワークの問題や道路の規格の問題もあるかと思うのですが、先ほどD委員からもありましたように、外環の地上街路についてもまだ市民との話し合いが続いている中で、こういう方向性について何か上から押しつけられているような懸念を感じるどころです。そういう点について市の考え方や特性がどこまで優先されるかについてお伺いしたいと思います。</p> <p>福田幹事。</p> <p>まず、集約型の地域構造への再編ということについてお話いたします。資料1-1の7ページをお開き願いたいと思います。こちらに中核拠点、生活拠点、生活中心地というふうな形で位置づけがございます。例えば武蔵野の場合は生活拠点というふうな形で吉祥寺、三鷹、武蔵境というふうな地域が位置づけられてございます。表の下の部分の米印の2番に、生活拠点としての概念が書いてございます。「交通結節点とは駅というふうな概念になっているかと思えますけれども、交通結節点などにおける商業、福祉、文化、教育などの生活機能などの集積により、幅広いサービスを提供できる広域的な中心性を備えた拠点」となっております。これはあくまでも全体を捉えたイメージであり、その拠点の整備の仕方においては吉祥寺は吉祥寺、三鷹は三鷹というふうな形で、地域の個性というふうなものを発揮できるというふうに考えておりますので、特にこの辺については市としては問題ないのかなというふうに捉えているところでございます。</p> <p>2点目の、道路ネットワークに関連して外環の地上部街路というふうなお話でございすけれども、先ほどD委員のときにもお話ししたとおり、今回この素案の中では外環本線のような記述が主になってございまして、地上部街路について明確に記述があるというふうなことが見受けられません。書き方については、地上部街路についての方向性についても一定程度記述が必要ではないかというふうな形で意見は出させていただいておりますので、今後その辺について調整していきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>会長 G委員</p>	<p>G委員、どうぞ。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>会長 福田幹事</p>	<p>今ご指摘ありました6ページの「集約型の地域構造への再編」のところなのですが、1点気になるところがあります。下から2行目に、「都市機能が高密度に集積する」という記述があるかと思うのですが、集約型の地域構造という形で、この文書をそのまま見ると、地域の駅周辺の整備が今後進めていくという中で、効率化というのは高度化に結びつくような懸念があるのですが、これについては今後、こういう用途地域の変更もされるという方向を含んでいるのかどうか、その辺についてお伺いしたいです。</p> <p>福田幹事。</p> <p>一定程度集約すると、高く積み上がっていくという高度化という形も考えられるのかと思いますが、それは拠点ごとの、武蔵野でいえば吉祥寺、武蔵境というようなまちづくりの考え方の中にあるかなと思っておりますので、集めることに</p>

	<p>よって一概に全てが高度化されるというふうな書き方ではないというふうに市のほうでは理解しております。また、用途地域の変更につながっていくのかという話ですけれども、今回、19都市計画の中で東京都のほうとしては用途地域の指定方針というのは一定程度示すというふうな話は聞いておりますが、用途地域の変更については24年に武蔵野市のほうに権限が委譲されてきており、武蔵野市の都市計画マスタープランの中では現行の用途地域を維持していくという方針を記載してございますので、今のところ武蔵野市としてはこのような記載があるからといって用途地域を変更していくという考えはございません。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにご発言はありますか。</p>
	<p>A委員。</p>
<p>A委員</p>	<p>最初に発言したこととも絡んでいるのですが、素案ということのできたものについて、さまざまな市町村から修正案という形で出されてきて、19都市計画という形のものができ、武蔵野市の都市計画マスタープランというのはマスタープランとして形成され、手入れをしていくというのは、まちづくりというものを二重構造的に見ていくということなののでしょうか。</p> <p>この中である程度集約されていくのか、19都市計画と武蔵野市の都市計画のマスタープランとの間に齟齬が生まれたらそれを修正する、あるいはそれをもとに19都市計画の素案を改定していくのか。19都市計画においては、都から投げ出された素案がまとまっていくのでしょうかけれども、19都市計画と市町村のマスタープランをいつも二重構造的に考えなくてはいけないのか。まちというのは、例えば道路でいえば必ずつながっていくわけで、あるいはそこに住んでいる人が違う都の区の方に行ったりして、いろいろな形の動きがあり、そういう形では地域に限定されることはないと思うのですが、そういうことを武蔵野市として考えて立脚すれば、そこにおいて2つの視点を持つということになるのでしょうか。二重構造的に理解してまちづくりという問題を考えていきなさいということ、広域的な範疇の部門から投げ出されているということなんのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>恩田幹事。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>私の理解の中での回答になるとは思いますが、非常に核心を突いた難しい問題で、計画行政の中での位置づけの問題だというふうに思います。本市の場合は、計画行政をやる中で10年を見据えた武蔵野市のあらゆる生活に関する計画を練る長期計画というのがございます。また、都市基盤、都市整備関係につきましては、都市計画マスタープランというのがあります。これは、都市計画法に定められた計画及び方針でございます。また、都道府県におきましても都市計画の部門での方針、構想としてこの区域マスタープランというのがございます。つまり、都道府県としての役割の中でマスタープランを持っており、市は市で都市整備に関するマスタープランを持っている形になります。</p> <p>では、その両方はどういう関係にあるのかという話になりますと、都市計画の中で広域的に役割を果たしていくのは都道府県である東京都という形になって</p>

	<p>おり、市が決定できる事項というのは、かなり限られた事項になってきます。位置づけ的には今回素案として示されている区域マスタープランが上位の計画になり、市のマスタープランはその下にあるという形にはなるというふうに思っています。ですので、市のマスタープランと区域マスタープランとが180度違う方向に向いているということになりますと、政策的に問題が出てくるということになりますが、見ている範囲では、抽象的に表現されていることが多いため、今のところ余り齟齬はないのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>先ほどC委員からご指摘がありましたように、今回の区域マスタープランにつきましては、抽象化し過ぎていて具体的に何を言っているのか理解できないところもあり、これは恐らく各19市も感じていると思いますので、今後調整が入るのかなというふうには思っております。</p>
A委員	<p>例えば、先ほどE委員より吉祥寺駅の再開発をここに表記していく必要があるのではないかという意見があったり、あるいは、D委員のほうから、三鷹のある場所に対してこういう書き方をしてほしいというような意見があったりしましたが、19都市という一つの大きな組織、そしてその上に東京都があるわけですが、そういうような中で素案がひとり歩きをして、武蔵野市で本当にその問題を考えている人たちが、この素案の力によってそれがどんどん弱められてくるというような、何かこの場で言うておかなくは損をしてしまうというような、そういうような性格のものなののでしょうか。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>そういった問題は大きく言って、発生しないというふうに私は理解してございます。例えば先ほど言った開発の問題につきましても、「駅周辺では広域的な中心性を備えた生活拠点として」と記載されていますので、「広域性な中心性を備えた」という記述で十分読めるというところがございますし、市有地の問題につきましては、先ほど言ったコンテンツ云々の問題は民間施設を活用した誘導というふうになってございますので、個々に限定している話でもございません。</p> <p>手続きや大きな形の政策事業をやるときには、各々の法律の手続きに基づいてやっていきます。東京都は調整の段階で区域マスタープランの話を出してくるかと思えますけれども、その時点でそんなに大きな問題になるというふうには捉えていません。</p>
会長	<p>いかがでしょうか、ほかにご発言ありますか。</p> <p>今回の東京都のマスタープランの書き方をめぐっていろいろご意見が出ていますが、ある種の実験段階なので少し曲折があるように思いますが、私の意見としては、都は都として言うべきことは何かということをしてできるだけ厳選して方向を出し、市町村は、その都が示したものを一応前提として受けとめて、それ以外の基本的な市レベルで考えるべきことは独自に考えてよろしいと言われたというような性質のものだと思います。ですから、これは基本的にはいい方向だと思います。</p>

副会長

しかし、自治体の担当の皆さんにとっては、今まではある意味で手厚く、あなた方はこういうふうにやりましょうと都が書いてくれていたので、その中で我々もやりますとって、保護されたような雰囲気を書き方だったわけですが、そのような書き方ではなくなったので、自分がやりたいことができないようなニュアンスを感じてしまうという面があるかと思います。しかしそこは、むしろ性格が変わったのだというふうに割り切って、そういう方向のマスタープランをこれから目指されるべきだというふうにした方がいいと思っています。これは意見ではありませんが。

都市計画法を改正をし、都市計画区域マスタープランというものを制度として入れることになったのですが、その改正を検討した国の審議会では、都道府県単位にマスタープランを書こうという案になっていました。それからいろいろな実務的調整や自治体との調整の中で、やはり都市計画区域単位で書くべきだということになり、市町村の区域と同じになることになりました。ということで、法改正のときに目指されていた姿に少し戻ってきたと、私は理解しております。

今の会長のお話も踏まえて非常に感想めいたことをお尋ねいたします。東京都がマスタープランを位置づけるということは、都の権限の及ぶ領域についてきちんと方針を明らかにするということが第一だと思います。

今回、多摩地域という大きくくりでの記述に変更をしておりますが、武蔵野地域の関係するところかというと、玉川上水景観基本軸についてはもう少し東京都としてどう文化財の保全及び景観形成を図っていくのかということをきちんと明らかにしてほしいというのが私の考えとしてあります。玉川上水景観基本軸を見ると、多摩については三鷹や小金井、小平、そして羽村というふうに水源にさかのぼるにつれて全く違う玉川上水の様相を呈していて、これを一体となって保全していくということはどう考えても都市計画区域内、市町村のマスタープランでは整合性が図れないと思います。これこそ東京都がやるべきことなのかなと思います。これは一例ですが、そもそもの都の考えというのをどのように読み取ればいいのか。少し難しいことをお尋ねいたします。

それと、細かいことなのですが、都のほうに4月22日に提出した市からの任意の意見ということなのですが、先ほど来議論になっている特色ある地域の将来像の中の三鷹ということではいいますと、逆に私は余りエリアで書き込んでいただかない方がいいのではないかというふうな思いもあります。こういうふうが多摩の市町村のエリアすべてに網羅的に書き込まれたのでは、逆に柔軟な地域での都市計画やまちづくりに影響があり過ぎてしまうのではないかというふうに懸念いたします。多摩全体の調整の中で東京都も考えていくと思うのですが、交通結節点だけではなく広いエリアについて細かく書き込むということがいいのかどうかという部分もありますので、東京都の権限が及ぶ範囲についてはきちんと方針を持ってもらい、都市計画区域、市町村のまちづくりにイニシアチブを持たせる部分はそこは遠慮していただきたいと思います。全体のマスタープランづくり

<p>会長</p>	<p>の構えやそのような整理について、できれば東京都に確認をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>今のお話については、後半はマスタープランの認識という内容で、前半は、玉川上水のような話はもう少しきちんと書くべきではないかというお話しでした。国分寺崖線みたいな話もありますが、それを書くとすれば、34ページ以下、文化というには少し薄いですが、このあたりでしょうか。崖線という言葉はあちこちに入っているのですが、東京都、特に多摩にとって重要な構造的意味を持つようなものは名指しで少し出すほうがいいんじゃないかというご指摘だと思えます。そういう意味では、私もむしろそういうことはきちんと書くことのほうが、先ほど恩田幹事が抽象的でわかりにくいというようなこともありました。意味がはっきりしてくるので、例示的にでも示すほうがいいのではないかと思います。これは意見です。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>先ほど言われた例えば玉川上水の景観基本軸というふうな話になりますと、資料1-1の38ページ、「7都市景観に係る都市計画に関する方針」の中の「(3)丘陵地の緑と調和した景観の形成に関する方針」というふうな形の中で、記述の内容については置いておきますが、「玉川上水景観基本軸及び国分寺崖線景観基本軸については」というふうな記述と、その隣のページにある程度図示してあるのかなという感じはあります。都の権限や都の役割の部分については、各都市計画区域間にまたがる広域的な問題に関する事なので、副会長のおっしゃられた、例えばこの玉川上水とかこういうふうなものも武蔵野都市計画区域内だけの話ではなく、玉川上水として流れている都市計画区域エリア全域に関する話になると思いますので、内容、書き方は置いていたとしても、一定程度、例えば景観、玉川上水に関してはそのようなことが書かれているというふうに考えております。</p> <p>また、後段のほうでおっしゃられた、エリアごとに書いたほうがいいのか、書かないほうがいいのかというふうな話についてですけれども、資料1-1の41ページ以降に書かれている「特色ある地域の将来像」の中でピックアップされている部分というのは、「集約型地域構造の再編」の中でも言いました7ページに記載されている「生活拠点」ですとか「生活中心地」に位置づけられているエリアを将来像として書いてあるのかなという部分もありますので、部長が申しましたとおり、一定程度の方向性、将来像が書かれておりますが、それ以降の詳細の部分についてはその拠点を抱えているエリアの都市計画の考え方の中で進めていくというふうなことでいいのかなというふうに市としては考えてございます。</p>
<p>C委員 会長</p>	<p>よろしいですか、会長。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>C委員</p>	<p>今回の素案は新しい方針転換みたいなところがあり、私個人としてはいい方向だと、会長と同じ思いで見えています。</p> <p>個別のものをどう盛り込ませるかというのは、逆な意味でいえば、武蔵野市の</p>

	<p>意見としてそれを書いてくれと言ったときに、他の市がそういう方向と真逆の意見を出し、トータルでやるとほかの市の意見が掲載されたらそれに従うということをあえて言っているみたいなものだと私は思います。19の都市計画区域のマスタープランに書かれていないということは、個別の都市計画マスタープランの中で位置づければいいというふうに委ねられているわけなので、今個別のいろいろなプロジェクトを書いてほしいということは、他の市なり区が別の方向に向かったときに、それに従いますということをあえて言っているのと同じだと思います。</p> <p>都市計画には、プロジェクト型の都市計画と、線引き的な都市計画がありますが、地区の再開発等については恐らくプロジェクト型であるわけですから、書いていけば東京都がある意味応援する可能性もある。書かれてなければ、みずから武蔵野都市計画でやるわけですから、自力でおやりになるんでしょうねというのが、19マスタープランと、それからその下の武蔵野都市計画のマスタープランとの位置関係なのかなという感じがしますので、そこを踏まえて都計審として議論していかないと、書かせたほうが安心という意味でいうと、広域的なものについてはほかの都市計画区域と統一するという方向性を出したときに、必ずしも武蔵野都市計画が望んでいることではないことも書かれる可能性も十分含んでおり、そこも、従いますから調整をしてくださいというふうに東京都に言っているみたいなふうに聞こえますので、そこら辺は十分踏まえて広域都市計画について我々は意見を言ったほうがいいのかという感じがしています。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。大体そのとおりだと思います。</p> <p>書いてあることで武蔵野市が本当にやりたいことと方向が違うということはきちんと言うべきだけれど、自分がやりたいということに関して書いてないというのは、基本的にはまさにおっしゃられるように、それぞれ市にお任せしているということになりますよね。そういう構造にむしろ切りかえていくと。予算措置みたいなことで、都から流れてくる予算があったりすると書いておいてもらうと安心だということがどうしても先に立つのですが、そこはむしろ割り切ったほうがいいのかと私も思います。</p>
<p>E委員 会長</p>	<p>それは大丈夫なのでしょうかね。</p> <p>それはこれからの市と都とのやりとりですので、市の意思がしっかりしているかどうかという問題だと思います。やる方向と違うニュアンスが出ているのはダメですが。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>市街地再開発事業等をご心配されていると思うのですが、再開発をもし行うというふうな話になりますと、先ほども説明したとおり、この都市計画区域マスタープランではなくて再開発の方針の中での話になります。吉祥寺については、今誘導地区のエリアに入っており、それがもし具体化するようであれば再開発促進地区というふうな格上げした位置づけがありますので、この都市計画区域マスタープランの中で位置づけがないにしても、再開発の方針の中で明確に位置づけが</p>

会長

行われれば、先ほど言われているようなお金の話も一定程度は大丈夫かなというふうに市は考えております。

市のマスタープランできちんと書かれれば、それは問題ないです。

ほかにございませんか。大体煮詰まってきたでしょうか。

では、この件は大変活発なご意見をいただきましたが、全体として今回、性格が切りかわったという前提で、市のほうの既に出している意見についてもこういうところまで書いてくれたほうがいいという、今までの延長線の意見と、広域的な観点からも言っておいてほしいという意見の両方が入っている感じがします。その辺については、今日のご意見も踏まえて、これからの協議に少し強弱をつけて都と協議をしていただきたいというふうに思います。

というところで、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、この件については以上といたします。

以上で、本日の審議は終了したいと思います。

—事務連絡—

【閉会】